

## 入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

### 記

- 1 総合評価落札方式の算定基準の見直しについて**  
総合評価落札方式の算定基準について一部見直しを行います。
- 2 監理技術者等及び現場代理人の取扱い延長について**  
監理技術者及び主任技術者の途中交代や、現場代理人の常駐緩和について運用を延長します。
- 3 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等の提出方法について**  
事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び確認書類について、原則電子入札システムによる提出とします。
- 4 建設工事及び工事関連業務委託に係る入札契約関連書類の押印の省略について**  
建設工事及び工事関連業務委託に係る入札契約関連書類の押印について、一部の書類で省略できることとします。
- 5 設計違算に関する事務取扱要領の作成について**  
設計違算が判明した場合の取扱いについて必要な事項を定めました。
- 6 適用日**  
令和3年4月1日以降に公告する案件から適用

## 1 総合評価落札方式の算定基準の見直しについて

総合評価落札方式の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、事業者の技術力を適正に技術評価点に反映するため、算定基準の一部を見直します。

### 優良工事表彰状況の評価基準の見直し

#### 【見直し後】

過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰の受彰実績（※）を以下により評価する。

①受彰の有無

#### ②受彰歴がある工事の工種

施工能力評価方式（標準案件）

①受彰歴あり ②本工事と同工種	2.0点
①受彰歴あり ②本工事と異なる工種	1.0点
①受彰歴なし	0点

施工能力評価方式（専門性の高い案件）

①受彰歴あり ②本工事と同工種	3.0点
①受彰歴あり ②本工事と異なる工種	1.5点
①受彰歴なし	0点

実績評価方式

①受彰歴あり ②本工事と同工種	1.0点
①受彰歴あり ②本工事と異なる工種	0.5点
①受彰歴なし	0点

評価項目算定資料提出時に、優良工事表彰の受彰実績が確認できる資料（（表彰状の写し及びその工種が確認できる書面等の写し）の添付が必要となります。

ただし、優良工事表彰のうち市長表彰については、当該資料の添付を省略することが可能です。

（※）・宇都宮市長又は栃木県知事表彰

- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰  
又は栃木県発注工事での事務所長等表彰

## 2 監理技術者等及び現場代理人の取扱いについて

令和元年台風第19号の災害発生に伴い実施した、監理技術者及び主任技術者、現場代理人の取扱いについて、令和元年11月25日から令和3年3月31日までとしていた下記の対応を、令和4年3月31日まで延長いたします。

項目	通常時	台風第19号に伴う対応 (※)
監理技術者等の途中交代	死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合のみ	<u>監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合を含む。</u>
現場代理人の常駐	兼任緩和：2件	<u>兼任緩和：3件</u>

※台風第19号に関連する工事のみを対象とするものではなく、すべての工事が対象

## 3 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等の提出方法について

全国的に取り組まれている業務の電子化や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現在窓口持参により対応している事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等の提出方法を見直し、原則電子入札システムによる提出とします。

—	改正前（令和3年3月まで）	改正後（令和3年4月から）
対象	事後審査型制限付き一般競争入札	事後審査型制限付き一般競争入札 <u>（総合評価落札方式を除く）</u>
提出方法	窓口持参	原則、電子入札システム
備考	—	・ICカードの失効等により電子入札システムが利用できない場合には、窓口持参とします。

※電子入札システムの操作方法については、以下を参照してください。

市ホームページ⇒入札情報⇒入札TOP⇒重要なお知らせ

## 4 建設工事及び工事関連業務委託に係る入札契約関連書類の押印の省略について

行政手続における押印の原則廃止の取組が推進されていることに伴い、一部の書類について、押印は省略できることといたします。（参考資料1）のとおり

## 5 設計違算に関する事務取扱要領の作成について

本市発注の競争入札における公正性を確保するため、設計違算が判明した場合の対応について「宇都宮市建設工事及び工事関連業務委託に係る設計違算に関する事務取扱要領」を定めました。（別紙参考資料2）のとおり

令和3年4月1日から押印を省略できる書類

【工事及び工事関連業務委託の入札契約関連書類】

	申請書類等の名所
入札関係書類	設計図書に関する質問書
	入札用封筒交付申請書
事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等	事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
	専任を要する主任技術者の兼任届出書
	連絡員選定(変更)届出書兼誓約書
	主任技術者実務経験経歴書
	雇用証明(給与明細等)
	工期開始日通知書
総合評価関係書類	評価項目算定資料の提出について(様式2号)
	工事成績評定点に関する質問書
	技術評価に係る疑義について
	技術評価資料提出封筒
	低入札価格調査用資料
	低入札価格調査用設計書
その他	週休2日制工事の実施に係る協議書
	保証書に係る受領書

※押印しなくてもよいという取扱いであり、押印を禁止するという取扱いではありません。  
省略できるとした書類に押印したとしても、修正を求めるものではありません。

## 建設工事等設計違算に係る取扱いについて

令和3年4月1日施行

宇都宮市が発注する建設工事及び工事関連業務委託の入札及び契約に係る透明性及び公平性を確保するため、設計違算が判明した場合の取扱いについては、原則として、判明した時期に応じ、次のとおり対応するものとする。

ただし、個別の入札の違算内容や工事内容、発注方法等を踏まえ、透明性及び公平性の確保の観点から、その取扱いについては慎重に検討するものとする。

### 1 定義

建設工事等とは、建設工事及び工事関連業務委託をいう。

入札とは、公告から契約締結前までの手続きをいう。

設計違算とは、設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。

### 2 入札の公告から入札書の受付開始前

入札を中止する。ただし、誤りを訂正し、周知すること等により、公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、入札を続行することができる。

### 3 入札書受付開始後から開札前

入札を中止する。ただし、設計違算が軽微であり、公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、入札を続行することができる。

### 4 開札後から落札決定前

入札を中止する。ただし、設計違算が軽微でありかつ落札決定に影響がない場合は、入札を続行することができる。

### 5 落札決定後から契約締結前

落札者の決定を取り消し、入札を中止する。ただし、設計違算が軽微でありかつ落札決定に影響がない場合は、入札を続行し、契約を締結することができる。

### 6 契約締結後

契約相手方と協議し、合意の上で、契約を解除する。ただし、契約相手方に変更が生じない場合又は契約解除が及ぼす影響や工事の履行状況等を考慮すると契約を解除しがたい場合は、契約を継続することができる。

### 7 公表

設計違算により、入札の中止又は契約の解除を行った場合は、市ホームページ等において、速やかに公表する。

### 8 その他

この取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。